

# 高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案について

平成28年9月17日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
高圧ガス保安室

## 1. 改正の背景

近年、技術進歩等に伴い、新たな種類の高圧ガスや高圧ガスを利用した新たな形状・用途の製品が次々と生まれている。高圧ガスの保安規制においては、こうした変化に対応していくとともに、迅速・柔軟かつ効率的に保安水準の更なる維持・向上が図られるよう「保安のスマート化」が求められている。

今般、平成28年3月に産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会において取りまとめられた高圧ガス保安のスマート化に係る報告書を踏まえ、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）（以下「政令」という。）を改正する。

## 2. 改正の概要

### （1）適用除外の範囲の拡大について（第2条関係）

高圧ガスを利用した新たな製品開発の動向に対応するため、ガス量、ガス種、使用条件、設備の構造等から災害の発生のおそれがない高圧ガスとして高圧ガス保安法の適用除外とするものについて、ガスの容積が0.15m<sup>3</sup>以下のもののうち経済産業大臣が定める設備内の高圧ガスを追加する。

### （2）可燃性がわずかなフルオロカーボンの取扱いについて（第3条表関係）

新たな冷媒の製品化に対応するため、フルオロカーボンのうち可燃性は認められるがその燃焼性の程度がわずかなもの（具体的には、フルオロオレフィン1234yf及びフルオロオレフィン1234zeを想定）について、第一種ガスに位置付けられるようにするため、所要の改正を行う。

### （3）認定事業所制度の更新期間の延長について（第10条関係）

IoT、ビッグデータの活用等により、レベルの高い自主保安を講じている事業者が増加していることを踏まえ、効率的な規制を行うとともに、事業者の保安力の更なる向上を動機付けるため、一定の保安力を有すると認められる事業者について、自ら完成検査等を行うことができる者の認定に係る有効期間を、通常の5年から2年延長し、7年とする。

## 3. 施行期日

平成28年11月1日（予定）

（第10条改正関係は平成29年4月1日）